

申請による徴収の猶予制度のご案内

災害、病気、事業の休廃業などによって市税を一時に納付できないと認められる場合や、本来の納期限から1年以上経過して納付すべき税額が確定した市税等を一時に納付することができない理由があると認められる場合に、申請により、猶予を受けられる制度があります。

(1) 徴収の猶予とは

- ① 財産について、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったとき。
 - ② 納税者又は生計を一にする親族等が病気にかかり、又は負傷したとき。
 - ③ 事業を廃止し、又は休止したとき。
 - ④ 事業について著しい損失を受けたとき。
 - ⑤ 前号のいずれかに該当する事実に類する事実があったとき。
 - ⑥ 本来の納期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定したとき。
- などの理由により、市税等を一時に納付することができないと認められるときは、申請に基づいて徴収が猶予される制度です。

(2) 申請の手続き

- ① 徴収猶予申請書
- ② 猶予に該当する事実を証明する書類(罹災証明書、医師の診断書、盗難届等)
- ③ 財産目録、資産、負債の状況を明らかにする書類(預金通帳、給与明細書等)
- ④ 担保の提供を要する場合は、提供に関し必要な書類
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

以上の必要書類を申請者が用意し提出していただく必要があります。

※ 猶予の該当要件による申請については申請の期間の制限はありませんが、本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したときに該当する申請については、納付すべき税額が確定した市税等の納付期限までが申請期限となります。

(3) 担保の提供

原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。担保として提供することができる主な財産種類は、不動産、自動車、市長が確実と認める保証人の保証などがあります。

※なお、次のいずれかに該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- 1 徴収を猶予する金額が 100 万円以下である場合
- 2 徴収を猶予する期間が 3 か月以内である場合
- 3 担保を提供することにより、事業継続又は生活維持に著しい支障が生じるなど、特別な事情がある場合

(4) 猶予の期間

猶予の申請が認められると

- ① 原則として 1 年以内の範囲内で申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納できる期間に限り、市税等の分割納付が認められます。
- ② 新たな滞納処分の執行を受けません。
- ③ 差押えを受けている財産がある場合には、申請することにより、その差押が解除される場合があります。
- ④ 徴収猶予が認められた期間中の延滞金は全額又は一部が免除されます。

※ 徴収猶予を受けることができる期間は、1 年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税等を完納することができるものと認められた期間に限られます。猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に、申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長 2 年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

(5) 猶予の取消し

申請していただいた場合でも、却下となり猶予が認められない場合があります。また、申請が承認された場合でも、猶予期間中に猶予の取消事由に該当したときは、猶予が取消となることがあります。

制度について御不明な点がございましたら、熊谷市総務部納税課納税係へお問い合わせください。

熊谷市総務部納税課納税係
TEL048-524-1111 内線261